

2015年9月1日

各 位

外国投資法人名	iシェアーズ・インク
代表者名	トレジャラー兼チーフ・フィナンシャル・オフィサー ジャック・ジー
管理会社名	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (管理会社コード 15814)
代表者名	マネージング・ディレクター ジャック・ジー
問合せ先	(代理人) 西村あさひ法律事務所 弁護士 濃川 耕平 (TEL. 03-5562-8500)

上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項の変更のお知らせ

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズを管理会社に、iシェアーズ・インクを外国投資法人として上場する以下のETF銘柄について、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する基本契約書の別紙である、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項（以下「信託契約条項」といいます。）を下記のとおり変更いたしましたのでお知らせ致します。

上場ETF 銘柄（2 銘柄）

銘柄名	銘柄コード	上場取引所
iシェアーズ エマージング株ETF（MSCIエマージングIMI）	1582	東
iシェアーズ フロンティア株ETF（MSCIフロンティア 100）	1583	東

記

1. 変更の理由および概要

- ① 国内居住者が米国資産（米国 ETF、外国株式等）から生じる分配金や配当金を受領する際に課される米国における現地源泉税は、日米租税条約上の限度税率の適用要件を満たし、米国歳入庁が定める所定の手続を実施すれば、同条約に定める配当課税の限度税率（10%）を適用することができます。標記の米国 ETF を裏付資産とする iシェアーズ ETF-JDR については、2015 年 9 月以降に基準日をむかえる分配金より、当該所定の手続きに対応している口座管理機関（証券業者等）を通じて受益権を保有し、口座管理機関に対してご自身の米国源泉税率情報を受託者に提供することに同意した、適用要件を満たす受益者につき適用が開始されます。これに伴い、信託契約条項の関係諸条項を変更いたします。

- ② 受託者は、受託外国投資証券の保管業務について、米国所在のカストディアンを選定し、当該業務をカストディアンに委託します。今般、当該業務を委託している米国三菱UFJ信託銀行は、日米関係当局からの承認を前提として、2016年1月1日を以て三菱UFJ信託銀行株式会社（ニューヨーク支店）へ当該業務を含む事業譲渡を行う事となりました。これに伴い、受託者は三菱UFJ信託銀行株式会社（ニューヨーク支店）自らを新たなカストディアンとして選任し信託事務を委託する事から、信託契約条項の関係諸条項を変更いたします。なお、本件変更は、当ETF-JDRに影響を与えるものではありません。

2. 信託契約条項の変更内容

新	旧
(定義) 第2条 (9-2) 「加入者口座コード」とは、株式等振替制度に <u>おいて加入者の口座を特定するための株式等の振替に関する業務規程施行規則第1条第2項第2号の口座管理機関コード、第3号の顧客口座コード及び第4号の加入者口座番号から構成される、証券保管振替機構が定めるコードをいいます。</u> (9-3) 「株主等照会コード」とは、株式等振替制度に <u>おいて通知株主等その他証券保管振替機構が定める者の氏名又は名称及び住所を特定するための、証券保管振替機構が定めるコードをいいます。</u> (10-2) 「機構加入者」とは、株式等の振替に関する <u>業務規程第18条の規定により証券保管振替機構から振替株式等の振替を行うための口座の開設を受けた者をいいます。</u>	(定義) 第2条 (新設) (新設) (新設)
(信託事務の委託) 第15条 受託者は、信託業法第22条第3項各号に掲げる業務を第三者（受託者の<u>銀行勘定及び利害関係人</u>を含みます。）に委託することが適当であると判断した場合には、当該業務を当該第三者に委託することができます。	(信託事務の委託) 第15条 受託者は、信託業法第22条第3項各号に掲げる業務を第三者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することが適当であると判断した場合には、当該業務を当該第三者に委託することができます。

2 受託者は、前項に定める場合のほか、信託業務の一部について、次の各号に掲げる基準に適合する<u>第三者（受託者の銀行勘定及び利害関係人を含みます。）</u>に委託することができます。 （以下略） 3 受託者は、<u>受託者の銀行勘定又は利害関係人</u>に対して前2項の委託を行う場合、信託法、信託業法その他法令に反しない限りにおいて、受託者が合理的に妥当と判断した条件に基づいて委託します。 4 （略）	2 受託者は、前項に定める場合のほか、信託業務の一部について、次の各号に掲げる基準に適合する<u>第三者</u>に委託することができます。 （以下略） 3 受託者は、<u>利害関係人</u>に対して前2項の委託を行う場合、信託法、信託業法その他法令に反しない限りにおいて、受託者が合理的に妥当と判断した条件に基づいて委託します。 4 （略）
（自己取引等） 第17条 （略） 2 （略） 3 <u>前2項及び第15条第3項の場合</u>、受託者は、第29条第1項に定める報告において、信託業法第29条第3項の要請を満たすこと（同項但し書に該当する場合を含みます。）をもって、信託法第31条第3項の通知に代えるものとします。 4 （略）	（自己取引等） 第17条 （略） 2 （略） 3 <u>前2項の場合</u>、受託者は、第29条第1項に定める報告において、信託業法第29条第3項の要請を満たすこと（同項但し書に該当する場合を含みます。）をもって、信託法第31条第3項の通知に代えるものとします。 4 （略）
（分配金） 第21条 （略） 2 前項の通知に係る分配金が外貨で入金される場合には、受託者は、カストディアンから当該入金の連絡を受けた後合理的な範囲で速やかに、<u>入金された金額から次項に従ってカストディアンをして納税させるべき米国源泉税の金額を控除した残額を、第23条に従い円貨への変換を行います。</u> 3 受託者は、次の方法により、受益権一口あたりの信託分配単価の算出を行います。<u>受託者は、別途定める方法で、予め機構加入者から加入者口座コード単位の米国源泉税率情報を受領し、その集計内容を米国に</u>	（分配金） 第21条 （略） 2 前項の通知に係る分配金が外貨で入金される場合には、受託者は、カストディアンから当該入金の連絡を受けた後合理的な範囲で速やかに、<u>第23条に従い円貨への変換を行います。</u> 3 受託者は、次の方法により、受益権一口あたりの信託分配単価の算出を行います。<u>受益権一口あたりの信託分配単価は、前項により変換された円貨額から個別契約に規定する金額を上限とする当該分配金支払に</u>

おける源泉徴収義務者であるカストディアンに指示し、カストディアンは米国源泉税を納税します。受益権一口あたりの信託分配単価は適用される米国源泉税率毎に算出するものとし、①特定の米国源泉税率の適用される受益権の口数に対応する分配金から納税すべき米国源泉税を控除した残額を前項により変換した円貨額から、②当該特定の米国源泉税率の適用される受益権の口数に対応する個別契約に規定する金額を上限とする当該分配金支払に係る手数料を受託者に支払った後の残額を、当該米国源泉税率が適用される受益権の口数で除して算出するものとします。 4 受託者は、分配金に係る権利確定日現在の受益者に対して、<u>前項に規定する米国源泉税率毎の受益権一口あたりの信託分配単価を基準に、適用される米国源泉税率毎に受益権の口数に応じて信託分配額を算出し、国内源泉所得税（地方税を含みます。）を適用される範囲で控除した残額を分配します。</u>	<u>係る手数料を受託者に支払った後の残額を、受益権の総口数で除して算出するものとします。</u> 4 受託者は、分配金に係る権利確定日現在の受益者に対して、<u>前項受益権一口あたりの信託分配単価を基準に、受益権の口数に応じて信託分配額を算出し、源泉所得税（地方税を含みます。）を適用される範囲で控除した残額を分配します。</u>
（課税に係る情報） 第 70 条 （略） 2 受益者は、<u>外国現地源泉軽減税率適用のための税務処理に必要である場合には、株主等照会コードの開示請求に係る権限を直近上位機関である口座管理機関（当該口座管理機関が直接口座管理機関でない場合には、上位機関である口座管理機関を含みます。）に委任すること及び当該口座管理機関が当該権限を受託者に委任することについて、あらかじめ同意します。</u> 3 前項にかかわらず、<u>機構加入者が受益者の場合には、前項の受益者に係る情報の開示請求に係る受託者への権限の委任は、当該機構加入者から行うもの</u><u>とします。</u>	（新設） （新設）

3. 変更日 2015 年 8 月 31 日付

以上